

使用許諾契約書

『下落投資パーフェクトマニュアル』の著者である佐藤恵三（以下「著者」といいます）は、お客様にダウンロードその他の手段により提供された『下落投資パーフェクトマニュアル』（以下「本書」といいます）を使用する権利を下記の条件で許諾します。

1. 著作権

本書に関する著作権等の知的財産権は著者に帰属し、本書は、日本およびその他の国の著作権法ならびに関連する条約によって保護されています。

2. 権利の許諾

- (1) お客様は、本契約の条項にしたがって本書を使用する非独占的な権利を本契約に基づき取得します。お客様は、お客様のPCに搭載されたHDD、その他の記憶装置に本書をダウンロードし閲覧することができます。
- (2) お客様は、本書をバックアップまたは保存の目的において複製することができます。
- (3) お客様は、個人的にお楽しみになる場合に限り、数量の制限なく、本書を複製することができますが、複製された本書には、それぞれ本契約書ならびに本書と同じ方法で著作権を含む財産権表示をするものとします。

3. 制限事項

- (1) お客様は、いかなる方法によっても、本書の改変をすることはできません。ただし、適法と認められる場合はこの限りではありません。
- (2) お客様は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本書を全部または一部であるかを問わず、使用、複製することはできません。
- (3) お客様には本書を使用許諾する権利はなく、またお客様は本書を第三者に販売、貸与することはできません。

4. 限定保証

本書は、一切の保証なく現状で提供されるものであり、著者はその内容に関して、明示的にも黙示的にも本書に関して一切保証しません。本書に関して発生するいかなる問題も、お客様の責任および費用負担により解決されるものとします。

5. 責任の制限

著者は、本契約その他いかなる場合においても、結果的、付随的あるいは懲罰的損害（損害発生につき著者が予見し、または予見し得た場合を含みます）について、一切責任を負いません。お客様は、本書の使用に関連して第三者からお客様になされた請求に関連する損害、損失あるいは責任より著者を免責し、保証するものとします。

6. 契約期間

本契約は、お客様が本書を開封した時点、および、お客様が本書をダウンロードし、またはお客様のハードウェアに保存された日を以て発効し、次によって終了されない限り有効に存続するものとします。お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、著者は、お客様に対し何らの通知、催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。その場合、著者は、お客様の違反によって被った損害をお客様に請求することができます。

なお、本契約が終了したときには、お客様は直ちにお客様のハードウェアに保存されている本書、データを破棄（お客様のPC上のメモリからの消去、冊子の場合は消却を含みます）するものとします。

7. その他

(1) 著者と提携している株式会社ドウフロンティアの正当な代表者が署名した書面による場合を除き、本契約

約のいかなる修正、変更、追加、削除その他改変も無効とします。

(2) 本契約のいずれかの規定が日本国の法律で無効とされた場合も、残りの規定は依然有効とします。

(3) 本契約は日本国法を準拠法とします。本契約に関連または起因する紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。